広島県告示第四百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年五月三十日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地				
広島県福山市大門町大門及び同市引野町長崎地内	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
		大門（八一一〇）	土石流	次の図のとおり
		大門（八一一〇隣）	土石流	次の図のとおり
		長崎川（三六六隣二）	土石流	次の図のとおり
	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十号）で定める事項
		大門（八一一〇）	土石流	次の図のとおり
		長崎川（三六六隣二）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。